

富田林市こどもの権利条例骨子案に関する意見一覧と対応についてver2							資料3
No.	区分	章	内容	意見詳細	修正前	修正後	対応方針
1	意見シート	第1章	用語の定義	不登校や特別な配慮を必要とするこどもをはじめ、すべてのこども達にとって、現在「育ち学ぶ場所」としてオンライン上の家庭教師やスクールも一定の割合を占めているのではないかと。 「育ち学ぶ施設」というと名称に違和感があるが、居場所としては大きな存在である。また、そこでの性加害を始めとする対人トラブルも多いのではないかと思った。箱ものとして実存しないこのような「育ち学ぶ場所」で権利侵害があった場合も声を挙げていいんだよということがこどもに伝わればいいなと思う。（権利は富田林市内でのみ守られるのではなく、オンラインのように相手が県外であれ実対面でできない相手であれ同様に守られるものだよということ）			ご指摘を受けて、解説に家庭教師について記載しました。（P5）オンライン上の家庭教師やスクールについては、育ち学ぶ施設ではなく、市民等のうちの市内でこどもが育ち、学ぶための活動を行う個人、法人または団体に該当します。
2	会議	第1章_用語の定義・第5章	「市の機関」の定義について	この条例で救済機関ができる際、教育委員会・学校等の市の機関に関する相談があった場合、市の機関については協力しなければならないという強い義務を設けておかないと、実効性がなくなる（他自治体での委員経験から）。現在の定義で「市」はあるが、公立学校などについて定義がなされていない。市の機関について「市」以外に教育委員会、学校、公立の保育園なども含まれるような定義を入れ、そこについては様々な施策についての義務や、救済機関の協力義務を入れてほしい。私立、公立学校などを育ち学ぶ施設としてまとめて努力義務にしていくのは、適切ではない。			市の定義について以下の解説を追加し、「市」には教育委員会や市立学校を含んでいます。 「市」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会またはこれらに置かれる機関（市立学校など）をいいます。
3	会議	第1章_用語の定義・第5章	「市の機関」の定義について	具体的には、第5章の「こどもの権利の擁護救済」において、委員への協力に関する部分で、市は「委員の職務遂行について、独立性を尊重して積極的に協力する」とされているが、「育ち学ぶ施設」については「協力するよう努める」という努力義務になっている。これでは、努力はしたが協力はしないという回答がなされる可能性がある。それが私立からなされるのはある程度やむを得ないとしても、公立の関連機関については、協力をしなければならないと定めてほしい。			
4	会議	第1章_用語の定義・第5章	「市の機関」の定義について	学校は、公立、私立に関わらず、こどもたちに対して教員は真摯に取り組んでいる。公立、私立の区別をしなくてもよいのではないか。			
5	会議	第1章_用語の定義・第5章	「市の機関」の定義について	先生方が良かれと思って行うことが、こどもにとって負担となるケースもある。学校が不適切だと考えて提案しているのではなく、問題が発生したときにしっかりと対応するというを条例に市の責務として明記してほしい。			
6	会議	第1章_用語の定義・第5章	「市の機関」の定義について	第5章こどもの権利擁護救済の13ページ上部にある委員への協力「市は、委員の職務の遂行について、独立性を尊重するとともに、積極的に協力する」という部分で、「市」については強い義務という定めをしているため、「市の機関」についても確実に実行していくと定めていただく方が望ましい。明確にこの定義に入っているのであれば良いが、現在の定義では、「育ち学ぶ施設」のところに、保育所、幼稚園、学校等、公立すべてを含める形の定義になっている。公立のものに関しては市に含めるなど、より分かりやすくしてほしい			
7	会議	第1章_用語の定義・第5章	「市の機関」の定義について	保護者が保育園を選ぶ際に、公立、私立を区別して選んでいることはあまりないのではと思う。今の話だと、私立だったら尊重してもらえないのかという疑問を持つ人がいるかもしれない。小学校は公立が多いが、保育園、幼稚園は私立が多い。			
8	会議	第1章_用語の定義・第5章	「市の機関」の定義について	公立、私立という区別よりも、こどもたちをどう育てるかという心で取り組んでいる。育ち学ぶ施設に関わる皆さんは、その意識のもと、こどもたちに対して当然の責任を持って関わっているので、あえて区別を設けなくてもよい。			
9	会議	第1章_用語の定義・第5章	「市の機関」の定義について	先生は本当にこどものことを考えて、学校に来られなくなったこどもの家庭訪問や配慮など、一生懸命に取り組んでいる。しかし一方で、毎日電話をかけてくれる先生の期待に応えられず、負担に感じているこどもの声も聞く。そのような場合に、先生も一生懸命やっているが、こどもが負担を感じていると訴えたときに、本当にこどもの権利を守るためにどうしたらよいかという道筋を立てておく必要があるのではないか。			
10	会議	第1章_用語の定義・第5章	「市の機関」の定義について	13ページの委員への協力のところで、「市は積極的に協力する」となっているが、これは「しなければならない」という表現でもよい。しかし、その他については努力義務になっている。公立学校や公立の保育所、幼稚園等は、「市」に含まれると読めるのか、それとも読めないのか。読めないのであれば、明確に積極的に協力する方に含まないと、何か起こった時に不明確になってしまう。また、市と教育委員会は独立している。市の機関という枠組みで教育委員会が含まれるのであれば、それを明確にした方がよい。			
11	会議	第1章_用語の定義・第5章	「市の機関」の定義について	委員への協力について、「市」は「積極的に協力する」、その他については「積極的に協力するよう努める」となっている。この「努める」が含まれていることが問題。こどもの側から言えば、公立、私立は関係ない。これは塾等、地域の様々なこどもが学べる場所を含むため、そのような場所でも、体罰、いじめ、虐待、差別といった問題が考えられる。この「協力するよう努める」という表現は弱く感じる。努力したという理由で済まされない部分もあると思う。公立、私立に関わらず、積極的に協力すべきだと思う。可能であれば、この「努める」を削除してほしい。			
12	会議	第1章_用語の定義・第5章	「市の機関」の定義について	13ページの「委員への協力」の記載方法について、保護者については、制度で縛りすぎて負担になることを懸念している。「育ち学ぶ施設」については、積極的に協力するという義務規定にしてもよいのではないか。「育ち学ぶ施設」という定義で括るのであれば、義務規定が最低限必要だと思う。			
13	会議	第1章_用語の定義・第5章	「市の機関」の定義について	情報公開条例や個人情報保護条例では、市の機関の中に教育委員会が含まれている。通常の理解では、市には教育委員会が含まれると思う。			
							7 市は、委員の独立性を尊重しなければなりません。 8 市は、委員の職務の遂行について、積極的に協力しなければなりません。 9 保護者、市民等および育ち学ぶ施設は、委員の職務の遂行について、積極的に協力するよう努めます。

No.	区分	章	内容	意見詳細	修正前	修正後	対応方針
14	会議	第1章_用語の定義・第5章	「市の機関」の定義について	そのように見えるようにするのであれば、市の定義を明記した方がよいと思う。ただし、この条例では市は施策を決めることでしか出てこないため、教育委員会がそこに含まれる構成にはなっていないと思う。育ち学ぶ施設の中に公立学校が含まれるのであれば、この条例のままでは、教育委員会に対して求めることは努力義務もない状況になってしまい、それは適切ではない。			
15	会議	第1章_用語の定義・第5章	「市の機関」の定義について	通常「市」という場合に教育委員会も含めることが多いと思う。論点として、「市は積極的に協力する」の中に、教育委員会等を含めて市の機関がどこまで含まれるのかを事務局で整理していただけたらと思う。含まれているのであれば、解説の中でしっかりと明記し、読み取れないということであれば条文の中に記載する。			
16	意見シート	第1章_用語の定義・第5章	「市の機関」の定義について	こどもに生じる問題は先生や保護者など特定の人物が原因ではなく、複雑に絡み合って生じているもので、誰か一部を悪者にしても解決しないと思った。こどもの権利を守るために大人がよりしんどくっては本末転倒だと先日の会議の雰囲気を感じた。その上で、先生が熱心かどうかという個々人の努力や気持ちの面からではなく（そこはポイントではない気がします）公務員としてまず公立から手本を示して（義務）、私立に追従してもらう（努力義務）という法の上の姿勢が見えたらいいのかなと思った。			
17	会議	第1章_用語の定義・第5章	「市の機関」の定義について	ここで議論されているのは、あくまで3人の「権利擁護・救済委員（仮）」の方に対する協力について。こどもたちの育ちに対する援助や協力、努力については、私立、公立関係なく取り組む部分だと思う。また、3ページの用語の定義の「育ち学ぶ施設」に、保育所、幼稚園、学校とあるが、「こども園」という名称に馴染みのない市民の方も多いため、こども園も明記してほしい。保育所、幼稚園、学校と記載されると、一般的には公立のことをさしているように思われる。民間の施設は保育所という名称ではなく、社会福祉法人、医療法人の保育園、幼保連携型認定こども園という名称のため、このような記載では混乱を招く可能性がある。	○「育ち学ぶ施設」とは 保育所、幼稚園、学校、その他のこどもが育ち、学び、活動するために利用する施設	(4)育ち学ぶ施設 保育所、幼稚園、 認定こども園 、学校その他のこどもが育ち、学び、活動するために利用する施設。	ご指摘の通り、追加しました。
18	会議	第2章	こどもの権利の内容	こどもは家庭、学校、様々な場で傷つくことが多いが、被害を受けた場合、本当に傷ついた時にケアしてもらえる権利についての記載がどこにも見当たらない。	—	(3)必要な支援を受ける権利	ご指摘を受けて、追加しました。
19	会議	第2章	こどもの権利の内容	こどもの声を様々な場で聞く中で感じるのは、こどもが最初から意見表明できるわけではなく、まずこどもの意見形成から始まる必要があるということ。こどもは「あなたはと思うの?」と聞かれることがほとんどない。特に日本社会では、学校でも家庭でも、大人の価値観を示されるだけになっている。こどもは自分のことを決定する重要な場において、こどもの意見が聞かれることがない。特に社会的養護の場にいるこどもたちにとって、なぜそこにいるのかも分からず、会議などに参加するシステムも現在のところない。まずはこども自身に関することを決定する場において、意見を聞いてもらうことができる、自分に関わることに参加する権利について、自分で決める権利、聞かれる場、守られる権利といった記載があればよいと感じる。	(4)自分に関わることに参加する権利 (5)自分に関わることを自分で決める権利	(5) 自分に関わることに参加する権利 （こどもの意見表明および参加） 第12条 こどもは、自由に自分の意見等を表明することができ、自分に関わることに参加することができます。 2 こどもは、意見等を表明するために、必要な情報を得たり、意見等を形成するための支援を受けたりすることができます。 3 こどもは、意見等の表明を強要されず、表明したことによる不利益を受けません。	ご指摘を受けて、修正しました。 解説に自分に関わることに「意見を言うこと」、「意見を聴いてもらえること」、「自分で決められること」など、自分に関わることについての意思決定に参加する権利あることを追加しました。（P8）
20	会議	第3章	責務または役割の表記統一について	市に関しては「責務」として、強い意思を示すことが必要だと考える。保護者については「役割」でよいと思うが、条例を制定する市自体はどの程度の気持ちで取り組むかが重要であり、市は「責務」でもよいのではないか。	第3章 こどもの権利を保障するための 役割 （共通の 役割 ） （市の 役割 ）	第3章 こどもの権利を保障するための 責務 および役割 （共通の 責務 ） （市の 責務 ）	ご指摘を受けて、修正しました。
21	会議	第3章	役割の内容	7ページの「育ち学ぶ施設」の役割の2つ目に、「育ち学ぶ施設は、関係機関と協力しながら、いじめ、差別、虐待、体罰、不適切な指導等こどもの権利侵害を防止・救済する」と書かれている。虐待や体罰といったこどもの権利侵害は、保護者や他の施設でも起こりうるものであり、それ以外の箇所にも、これに対応する文言を入れるべきだと思う。	—	（市の 責務 ） 2 市は、関係機関と協力し、いじめ、差別、虐待、体罰、不適切な指導、性暴力、経済的搾取等のこどもの権利侵害を防止および救済します。 （保護者の役割） 第7条 保護者は、子育てについて、第一義的責任があることを自覚するとともに、こどもにとっての最善の利益を第一に考えます。 2 保護者は、必要に応じて、相談し、または支援を求めるよう努めます。	ご指摘を受けて、市の責務と保護者の役割を追加しました。 保護者については、（共通の責務）において、「〇だれであっても、こどもにいじめ、差別、虐待、体罰、不適切な指導、性加害、経済的搾取等のこどもの権利侵害を行ってはならない。」と記載することで、保護者や市民等が権利侵害を行わないことを規定しています。 また、保護者や市民等が関係機関と連携して、必要な支援を実施していくことは、制度上困難な点が多いと考えます。 そのため、保護者の役割に「子育てについて、第一義的責任があること」「相談する、支援を求めること」を追加しました。
22	意見シート	第3章	役割の内容	市の役割にも、 「〇市は、関係機関と協力しながら、いじめ、差別、虐待、体罰、不適切な指導等こどもの権利侵害を防止・救済する。」という役割を追加する必要がある。 保護者の役割にも、 「〇保護者は、こどもが安心して暮らすことができるよういじめ、差別、虐待、体罰、不適切な指導等こどもの権利侵害を防止・救済するため関係機関と連携し環境の確保に努める。」 ・・・保護者のネグレクトや虐待こどもの権利侵害など、その部分の役割も明記が必要と感じている。			
23	会議	第3章	役割の内容	保護者についてどのように記載していくかは非常に重要だと考えている。6ページの保護者の役割について、子育てに悩まない保護者はいないと思う。その時に、もちろん保護者は支援されなければならない人たちというのが前提だと思っており、社会的に子育てをどのように支えるかということ。ただ、「市」や「育ち学ぶ施設」と同等に保護者が並んで、こうしなければならないという記載は、本筋から離れていく気がしている。保護者の役割について、保護者が相談することができる、保護者はもっと困ったことを言ってもよいというメッセージを伝えていくべきだと思う。	—	（保護者の役割） 第7条 保護者は、子育てについて、第一義的責任があることを自覚するとともに、こどもにとっての最善の利益を第一に考えます。 2 保護者は、必要に応じて、相談し、または支援を求めるよう努めます。	ご指摘を受けて、追加しました。

No.	区分	章	内容	意見詳細	修正前	修正後	対応方針
24	会議	第4章	こどもの権利侵害の防止・救済	大人や子ども同士での性的加害が多く起きている。このようなことは表に出にくく、自殺の一因にもなっている。スマートフォンを誰もが持つ時代になり、状況は大きく変わっている。骨子案のどこにも性的な被害に関する記載がないと感じている。いじめや暴力の中に含まれるかもしれないが、この文言では見えにくいため、性的被害に関する文言を入れられないかと考えている。現在の時代に即した条例を作るならば、少しずつ表に出るようになってきた様々な被害を含めていただきたいと思う。	○だれであっても、こどもにいじめ、差別、虐待、体罰、不適切な指導等のこどもの権利侵害を行ってはならない。	(共通の責務) 3 だれであっても、こどもにいじめ、差別、虐待、体罰、不適切な指導、性暴力、経済的搾取等のこどもの権利侵害を行ってはなりません。 (市の責務) 2 市は、関係機関と協力し、いじめ、差別、虐待、体罰、不適切な指導、性暴力、経済的搾取等のこどもの権利侵害を防止および救済します。 (育ち学ぶ施設の役割) 3 育ち学ぶ施設は、関係機関と協力し、いじめ、差別、虐待、体罰、不適切な指導、性暴力、経済的搾取等のこどもの権利侵害を防止および救済します。 (こどもの権利侵害の防止および救済) 2 市、保護者、市民等および育ち学ぶ施設は、こどもへのいじめ、差別、虐待、体罰、不適切な指導、性暴力、経済的搾取等のこどもの権利侵害の防止および早期発見に努めます。 3 市および育ち学ぶ施設は、いじめ、差別、虐待、体罰、不適切な指導、性暴力、経済的搾取等のこどもの権利侵害を受けたこどもを適切かつ迅速に救済するため、関係機関と連携し、必要な支援を行います。 4 市および育ち学ぶ施設は、いじめ、差別、虐待、体罰、不適切な指導、性暴力、経済的搾取等のこどもの権利侵害の防止および救済に関する研修を行うよう努めます。	ご指摘を受けて、左記の箇所及び解説に追加しました。
25	会議	第4章	こどもの権利侵害の防止・救済	性的なことはこどもたちにとって最も厳しいもの。これを絶対に許さないということを明示するのであれば、このこどもの権利保障の中に何らかの文言を入れた方がよいと思う。なぜなら、こどもは解説を読まないから。学校で教える際に、この第2章の権利を絶対に守るというメッセージを伝えるのであれば、この第2章の権利のところに、性加害も含めてあらゆる暴力から守られる権利などを記載し、こどもが見て「これはダメなんだ」と分かるようにすることが重要。			
26	意見シート	第4章	こどもの権利侵害の防止・救済	「(2) あらゆる暴力から守られる権利」について、性的暴力の明記が加筆されるのであれば、「経済的搾取」についても加筆すべきではないか。日本におけるこども虐待の定義において、「児童虐待の防止等に関する法律」では「経済的虐待」は明文化されていない。これは親権規定の影響によるものと推察されるが、「高齢者虐待防止法」や「障害者虐待の防止及び障害者の養護者に対する支援等に関する法律」では、「経済的虐待」が明確に規定されている。さらに、大阪府の「大阪府こどもを虐待から守る条例」においても、「経済的虐待」が規定されている。不当な経済的搾取は、性的加害と同様に、こども自身がその被害に気づきにくい権利侵害であることから、あえて明記することで、こどもや保護者にその重要性を認識してもらう必要がある。仮に本文での記載が難しい場合には、少なくとも解説部分での明記を求めたい。			
27	会議	第4章	こどもの権利侵害の防止・救済	「こどもの権利侵害の防止、救済」で、2つ目の項目に「市および育ち学ぶ施設は、関係機関と連携し、必要な支援を行う」と書かれているが、様々なところで虐待や不適切なことが起こりうるため、「保護者、市民等、育ち学ぶ施設は」と記載してはどうかと思う。例えば保護者が悩んでいる場合、様々な施設などと連携してということを考えてのもの。			(こどもの権利侵害の防止および救済)で保護者、市民等は、こどもへのいじめ、差別、虐待、体罰、不適切な指導、性暴力、経済的搾取等のこどもの権利侵害の防止および早期発見に努める。と規定しています。また、保護者や市民等が関係機関と連携して、必要な支援を実施していくことは、制度上困難な点が多いと考えます。
28	会議	第4章	こどもの意見表明および参加	居場所が非常に重要だと考えている。こどもが楽しく遊んだり休んだり、安心して自分らしくいられると書かれているが、意見表明に関して、居場所も意見表明の場だと思っている。意見表明という堅いイメージがあるが、実際にこどもが自分の意見を言う時は、例えばこども食堂で隣に座ったお姉さんにつぶやくように言うことも一つの意見表明だと思う。居場所がこどもの意見を汲み取る場所でもあるという位置づけ、ただ安心して過ごせるだけでなく、意見表明の場でもあるということが重要。そのため、居場所に関わる人たちにはこうした問題意識を持って関わってもらう必要がある。意見表明というと大きな感じがするが、こどもの意見は、なかなか意見表明という中には入らないけれども、そこに反映されているわけで、それをきめ細かく吸い上げていく機能も居場所が持つ必要があると考えている。			ご指摘を受けて、解説に追加しました。(P14)
29	会議	第4章	こども会議	評価検証にあたりこどもの意見を聞くことは書かれているが、その検証の場が明確でないため、こども会議の明確化が必要。			ご指摘を受けて、今後の会議で「こどもの参加の在り方について」検討してまいります。
30	会議	第4章	こども会議	声を聞かれにくいこどもを含めた参加機会を設けてほしい。富田林市では、これまで声を聴かれにくいこどものヒアリングを積極的に行ってきたため、今後もそのようなこどもたちの声を聞く形で検証していくことを表明してほしい。			
31	会議	第5章	権利救済機関	権利擁護・救済委員を『トンズバパーソン』どうでしょう。 富田林市のこども(市民も含めたい)を守るよーという願いをこめて愛称をつくりました！ トンだばやしとオンズバパーソンをかねて『トンズバパーソン』とし、市民みんなに親しまれ知られるといいですねキャラクターをこどもに作ってもらって、「話にきてね」「遊びにきてね」とかふきだしをつけたいです！！			救済機関の名称は「富田林市こどもの権利擁護委員」としました。「トンズバパーソン」などの救済機関の愛称については救済機関設置の際にこどもたちから募集をする予定です。
32	事務局	第1章・第3章	文言変更	－	(基本理念) (4)すべての人は、こどもの権利を理解し、尊重し、こどもにとって最善の利益を優先して、考慮しなければならない。 (共通の役割) ○市、保護者、市民等、育ち学ぶ施設は、こどもの意見を聴き、こどもの年齢、発達および状況に応じて、こどもの意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮する。	(基本理念) (4) すべての人は、こどもの権利を理解し、尊重し、こどもにとって最善の利益を第一に考えなければならないこと。 (共通の役割) 2 市、保護者、市民等および育ち学ぶ施設は、こどもの意見を聴き、こどもの年齢、発達および状況に応じて、こどもの意見を尊重し、その最善の利益を第一に考えます。	「優先して、考慮する」をよりわかりやすくするために、「第一に考える」に修正しました。
33	事務局	第3章	役割の内容	－	○育ち学ぶ施設は、市、保護者、市民等と協力・連携し、こどもの権利を保障するまちづくりを推進する。 ○育ち学ぶ施設は、関係機関と協力しながら、いじめ、差別、虐待、体罰、不適切な指導等こどもの権利侵害を防止・救済する。	第9条 育ち学ぶ施設は、学び、体験、遊び等を通じて、こどもが自分らしく、安心して生き、育つことができる環境および機会を確保します。	育ち学ぶ施設の役割が「まちづくりの推進」と「権利侵害の防止・救済」のみであったため、「学び等を通じて、生き、育つことができる環境の確保」を追加しました。

No.	区分	章	内容	意見詳細	修正前	修正後	対応方針
34	事務局	第4章	こどもの権利を保障するまちづくりの推進	－	－	(こどもの権利の周知および啓発) 第10条　こどもは、子どもの権利条約およびこの条例について、知ることができます。 (こどもの権利侵害の防止および救済) 第11条　こどもは、こどもへのいじめ、差別、虐待、体罰、不適切な指導、性暴力、経済的搾取等のこどもの権利侵害を受けたとき、または受けるおそれがあるときは、必要としている支援を受けることができます。 (こどもの意見表明および参加) 第12条　こどもは、自由に自分の意見等を表明することができ、自分に関わることに参加することができます。	こどももまちづくりの推進を行う主体であることから、こどもについての条文を追加しました。
35	事務局	第4章	こどもの権利の周知および啓発	－	○市は、子どもの権利条約の積極的な周知・啓発を行う。	2　市は、子どもの権利条約およびこの条例の積極的な周知および啓発を行います。	権利条約だけでなく、本市の条例の周知も行うように修正しました。
36	事務局	第5章	権利救済機関	－	－	2　相談・調査専門員は、こどもに関する相談に応じ、必要に応じてその内容を委員に報告します。	相談・調査専門員の仕事について追加しました。
37	事務局	雑則	雑則	－	－	第19条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。	必要な事項を別に規則を定めることについて追加しました。
38	事務局	附則	附則	－	－	この条例は、令和8年4月1日から施行します。ただし、第5章の規定は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。	条例の施行期日について追加しました。